

長期優良住宅建築等計画に係る 技術的審査業務料金

<税率10%>

【新築】

戸建住宅(法第6条第1項第1号の審査)

税込金額(税抜金額)／単位:円

| 戸建住宅 | | 長期優良住宅 単独審査の場合 | 左記審査建築物の建築 確認を他機関に申請す る場合(行政庁に申請 又は、確認申請不要の 場合は適用しません) | 設計住宅性能評価 併願審査の場合 |
|------|---------------------------------|-------------------|--|---------------------|
| | 標準 | | 38,500 (35,000) | 左記料金の1.1倍 |
| | 住宅型式性能認定、型式住宅部分等 製造者認証等による申請 | 27,500 (25,000) | 左記料金の1.1倍 | 5,500 (5,000) |

共同住宅等(法第6条第1項第1号の審査)

税込金額(税抜金額)／単位:円

| 共同住宅等 | (表中のMは1棟当たりの戸数) | 長期優良住宅単独審査の場合 | 設計住宅性能評価併願審査の場合 |
|--------|--|--|--|
| | 一棟 当たり の戸 数 | ～5 | 44,000 + M × 9,900 (40,000 + M × 9,000) |
| 6～10 | | 55,000 + M × 8,800 (50,000 + M × 8,000) | 2,200 + M × 5,500 (2,000 + M × 5,000) |
| 11～25 | | 60,500 + M × 7,700 (55,000 + M × 7,000) | 22,000 + M × 3,300 (20,000 + M × 3,000) |
| 26～50 | | 71,500 + M × 7,700 (65,000 + M × 7,000) | 33,000 + M × 3,300 (30,000 + M × 3,000) |
| 51～100 | | 154,000 + M × 6,600 (140,000 + M × 6,000) | 88,000 + M × 2,200 (80,000 + M × 2,000) |
| 101～ | | 別途見積 | 別途見積 |
| | 住宅型式性能認定、型式住宅 部分等製造者認証等による申 請の場合 | 44,000 + M × 5,500 (40,000 + M × 5,000) | 3,300 + M × 1,100 (3,000 + M × 1,000) |

※ 審査建築物の建築確認を他機関に申請する場合は上記表の1.1倍の額とします。ただし、行政庁に申請又は、確認申請不要の場合は適用しません

その他

税込金額(税抜金額)／単位:円

| | |
|---|---|
| 他機関による設計評価書がある場合 | 11,000 (10,000) |
| 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合 | 別途料金を加算します |
| 所管行政庁の依頼により法第6条第1項第1号以外の審査が追加される場合(建築地が、神奈川県、山梨県、愛知県の場合に該当します。ただし、設計住宅性能評価併願審査の場合は加算しません) | 戸建住宅 5,500 (5,000) 共同住宅等 11,000 (10,000) |
| 併用住宅は戸建住宅の料金表によります | |
| 長屋は共同住宅等の料金表によります | |
| 変更技術的審査の料金は、直前の技術的審査を当センターが行っている場合は、1回の変更につき、上記表の2分の1の額とします(ただし、内容によっては別途見積となる場合があります) | |

長期優良住宅建築等計画に係る 技術的審査業務料金

<税率10%>

【増築・改築】

戸建住宅(法第6条第1項第1号の審査)

税込金額(税抜金額)／単位:円

| 戸建住宅 | 長期優良住宅 単独審査の場合 | | 左記審査建築物の建築 確認を他機関に申請す る場合(行政庁に申請 又は、確認申請不要の 場合は適用しません) |
|------|-------------------------------|-----------------|--|
| | 標準 *1 | 60,500 (55,000) | 左記料金の1.1倍 |
| | 評価書等(耐震性の審査が省略できる もの)有り *2 | 49,500 (45,000) | 左記料金の1.1倍 |

共同住宅(法第6条第1項第1号の審査)

税込金額(税抜金額)／単位:円

| 共同住宅等 | (表中のMは1棟当たりの戸数) | | 長期優良住宅単独審査の場合 | |
|-------|----------------------|--------|---------------|--|
| | 一棟 当たり の戸 数 | ～5 | | 66,000 + M × 11,000 (60,000 + M × 10,000) |
| | | 6～10 | | 82,500 + M × 9,900 (75,000 + M × 9,000) |
| | | 11～25 | | 93,500 + M × 8,800 (85,000 + M × 8,000) |
| | | 26～50 | | 110,000 + M × 8,800 (100,000 + M × 8,000) |
| | | 51～100 | | 231,000 + M × 7,700 (210,000 + M × 7,000) |
| | | 101～ | | 別途見積 |

* 審査建築物の建築確認を他機関に申請する場合は上記表の1.1倍の額とします。ただし、行政庁に申請又は、確認申請不要の場合は適用しません。

*1 耐震性がH27国住指第3435号別表2に示された認定耐震診断方法及び構造耐震指標等(「木造住宅の耐震診断と補強方法(建防協)」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答解析における方法を除く)などをいい、それ以外は別途見積りとす。

*2 耐震性に係るリフォーム計画である場合、「評価書等有り」は適用できません。

その他

税込金額(税抜金額)／単位:円

| | |
|--|---|
| 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合 | 別途料金を加算します |
| 所管行政庁の依頼により法第6条第1項第1号以外の審査が追加される場合(建築地が、神奈川県、山梨県、愛知県の場合に該当します。) | 戸建住宅 5,500 (5,000) 共同住宅等 11,000 (10,000) |
| 併用住宅は戸建住宅の料金表によります | |
| 長屋は共同住宅等の料金表によります | |
| 変更技術的審査の料金は、直前の技術的審査を当センターが行っている場合は、1回の変更につき、上記表の2分の1の額とします(ただし、内容によっては別途見積となる場合があります) | |